**省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書**

令和　　年　　月　　日

岩国市長　様

※自署された場合は押印不要です。

納税義務者　住　所

氏　名

個人（法人）番号

電　話

　地方税法附則第15条の９第９項又は10項に規定する省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額を受けたいので、岩国市税条例附則第10条の３第10項の規定に基づき、添付書類を添えて申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋の内訳 | 所在地 | 岩国市 | 家屋番号 | 　　　 |
| 構　造 | 木造　　その他（　　　　　　　） | 種　類 |  |
| 床面積 | 　　　　　　　㎡　（うち居住の用に供する部分　　　　　　　　　㎡） |
| 建築年月日 | 年　　月　　日 | 登記年月日 | 年　　月　　日 |
| 改修工事内訳 | 費　用 | 全体工事費　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内、省エネ改修工事費　　 　　　　　　　　　 円 |
| 工事完了日 | 　　年　　月　　日 |  |
| 本申告書を工事完了日から３ヶ月以内に提出できなかった理由 | ※工事完了日から３ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合のみ記入 |
| 備　　　　考 |  |
|  |
| 添付書類 | ①　建築士等の発行する熱損失防止改修工事証明書②　領収証の写し（改修工事費用を確認できるもの）1. 改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の図面・写真(改修前・改修後)
2. 納税義務者の住民票の写し（岩国市に住民票がある場合は不要）
3. 長期優良住宅認定通知書（改修工事が行われたことで認定長期優良住宅に該当することになったもののみ）
 |
|  |  | 入　力 |  |

※　本様式は、A4両面で印刷してください。

※　本申告書裏面を必ずお読みください。

**省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書について**

　令和８年３月31日までの間に一定の要件を満たす省エネ改修をした住宅（家屋）を対象に、翌年度分の固定資産税を減額します。要件によっては、該当しないことがあります。事前に課税課にご相談ください。

１　減額を受けるための要件

（１）平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）であること。

（２）次の①から④の工事であること（なお、①の工事は必須）。

①　窓の断熱改修工事**（必須工事）**

②　床の断熱改修工事

③　天井の断熱改修工事

④　壁の断熱改修工事

（３）当該改修工事に要する費用が60万円を超えるもの、または当該工事に要する費用が50万円を超え、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事に要する費用と合わせて60万円を越えるものであること。ただし、国又は地方公共団体から補助金等を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除します。

（４）工事完了の日が令和８年３月31日までのものであること。

（５）改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

（６）これまでに、この減額申告を行っていない住宅であること（適用は1度限り）。

２　減額となる税額

改修家屋に係る固定資産税の１/３（対象となる床面積は１戸あたり120㎡まで）

（平成２９年４月１日～令和８年３月３１日までの間に省エネ改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては２/３）

３　減額となる期間

改修工事が完了した年の翌年度分

４　手続き

「省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項を記入し、自署または記名押印のうえ、各添付書類（申告書下段に記載）を添えて、工事完了日から**３ヶ月以内**に課税課へ申告してください。

５　証明書の発行申請には、要件の適合を確認する書類及び手数料が必要となる場合があり、発行手数料が固定資産税の軽減額を上回ることがあります。

６　省エネ改修工事に併せてその他の改築等を行った場合は、当該家屋の評価を見直すことがあります。その際、再評価後の評価額から固定資産税を減額することになりますが、場合によっては、減額後の固定資産税が省エネ改修前の固定資産税を上回ることがあります。